

平成30年6月1日

各位

株式会社ウェッズ

当社元社員の不適切な業務執行について

本年4月5日に当社社員が商標法違反の罪で逮捕され、最終的に罰金刑に処されました。当社も会社として略式命令による罰金刑を受けております。

これを受けて、関係者の懲戒処分を行い、現在、二度と同様の事案が発生しないように再発防止策を徹底し、コンプライアンス意識の向上のため研修実施等取り組んでいるところです。

本事案は、メーカーの許可を得ずにブランド名を勝手に使用した他社商品を仕入・販売したのですが、販売先には売上代金の返却、仕入元とは取引停止の対応を致します。

お客様、株主様ならびにその他関係者の皆様にはご迷惑とご心配をお掛けすることになり、深くお詫び申し上げます。

当社は法令順守を重要な経営課題と考えており、コンプライアンスマニュアル等を通して社員に注意喚起をしてきておりましたが、このような不祥事が発生したことを厳粛に受け止め、全役職員に対する一層の法令順守指導と管理体制強化により再発防止に努めてまいります。